

米沢市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）概要版（案）

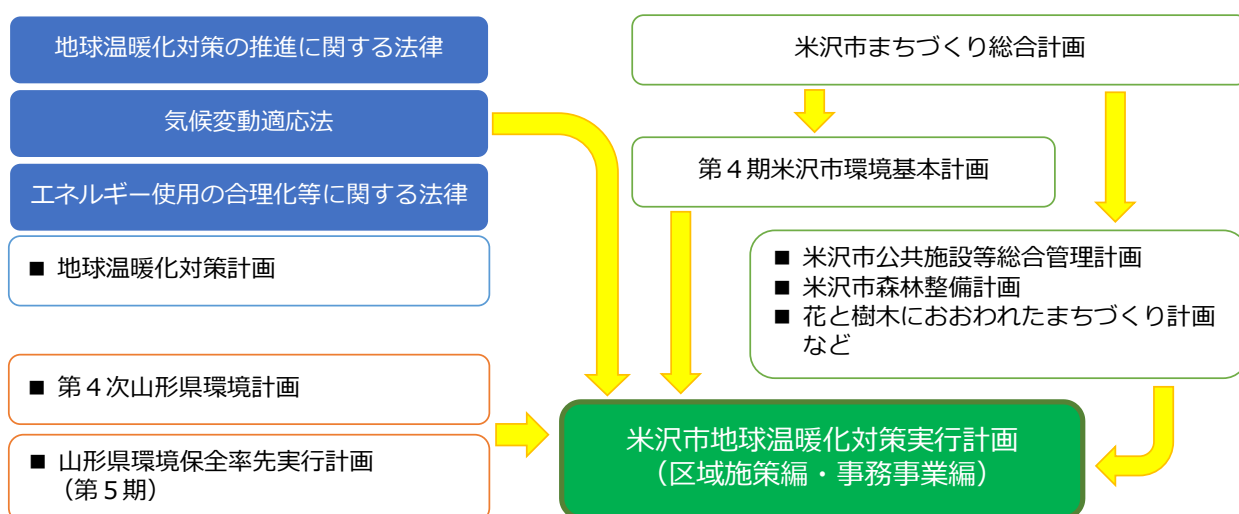
1 計画の目的

本計画は、下記のとおり大きく2つに分かれています。

種類	内容・目的
区域施策編	本市域 の総合的かつ計画的な目標や取組内容を定め、これらを推進及び実施することで、本市域の温室効果ガス削減目標の達成に寄与することを目的とします。
事務事業編	本市の事務及び事業 に関し、省エネルギー・省資源・廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的とします。

2 計画の位置付け

国及び山形県の各種法令・計画のほか、市の上位計画である「米沢市まちづくり総合計画」、「第4期米沢市環境基本計画」などの下位計画として位置付けられます。



3 計画の期間

基準年度を2013（平成25）年度、計画期間を統合前の計画策定年度である2019（令和元）年度としています。

項目	年 度									
	2013	・・・	2019	・・・	2023	2024	2025	・・・	2030	2050
計画期間										
区域施策編	基準年度		策定年度		見直し		統合・見直し		目標年度	長期目標
事務事業編	基準年度		策定年度			見直し			目標年度	

4 区域施策編

(1) 削減目標

中期・長期	削減目標
中期	2030 年度に基準年度比で 46.8%削減 します。
長期	2050 年度に カーボンニュートラル を達成します。

(2) 施策 ※環境基本計画に合わせて施策の順番や表現は変更予定

施策	具体的内容（抜粋）
再生可能エネルギー導入の推進	脱炭素先行地域づくり事業の推進 地域新電力の設立や地域新電力との連携推進 再生可能エネルギー由来の電力への切替促進 地域共生型の再エネ導入 など
省エネルギーと省資源の推進	省エネ家電、HEMS の普及促進 デコ活の普及促進 各種建築物の高断熱・高気密化の促進 など
ごみの減量と再資源化の推進	食育・地産地消の推進 事業所のごみの削減 など
気候変動への対策	熱中症予防対策の推進 激甚化する災害対策の推進 など
自然環境と生物多様性の確保	里地里山の保全と再生 主間伐など適正な森林の整備、保全 など
生活環境と快適環境の保全	大気、水、土壌などの生活環境保全 景観、文化財の保全 など
新規技術開発の推進	新エネルギー（水素等）関連産業の事業化の促進 化学農薬・化学肥料の使用低減 など
環境情報の収集と発信の推進	広い世代への普及啓発 など
環境学習と環境教育の推進	シンポジウムの実施 など
市内外で連携する仕組みの形成	周辺自治体との連携 など

(3) 施策の実施に関する指標

No	進捗評価指標	目標値 (2030 年度)	基準値
1	再生可能エネルギー設備導入量	57MW	42.6MW (2022 年度)
2	太陽光発電設備導入住宅戸数	1,100 戸	997 戸 (2022 年度)
3	ごみ排出量(収集量+直接搬入量)	23,805t 以下	26,141t (2021 年度)

(4) 地域脱炭素化促進事業

① 概要

地域脱炭素化促進事業は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく制度で、地域と円滑に合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再生可能エネルギー事業を推進する制度です。本制度に沿った事業計画であると認定を受けた事業者は、手続きのワンストップ化等の特例を受けることができます。

② 地域脱炭素化促進事業の導入目標

基準値（2025 年度）	中期的目標（2030 年度）	長期的目標（2050 年度）
29MW	37MW	70MW

③ 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域

本制度では、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域を「促進区域」として定めるよう努めることとされています。また、促進区域を設定するにあたり、「促進区域に含めることが適切でない区域」を検討することとしています。

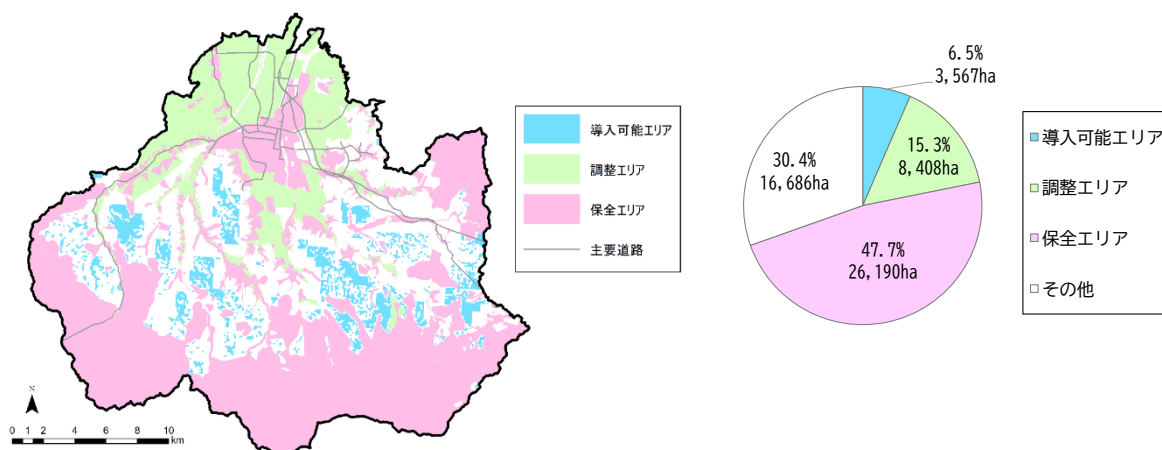
本市では促進区域を「導入可能エリア」という名称に設定し、そのほか、環境配慮事項として、「保全エリア」「調整エリア」を設定しました。

エリア名	定義
保全エリア	重大な環境影響が懸念される、又は災害に係る危険性が著しく高く、再生可能エネルギー施設の立地困難等により、環境保全を優先することが考えられるエリア。
調整エリア	環境影響及び災害危険性等の観点から再生可能エネルギー施設の導入にあたって調整が必要なエリア。
導入可能エリア	環境・社会面から陸上風力発電及び太陽光発電の導入可能性のあるエリア。陸上風力発電、太陽光発電（土地系）の導入ポテンシャルが高いと認められるエリア。

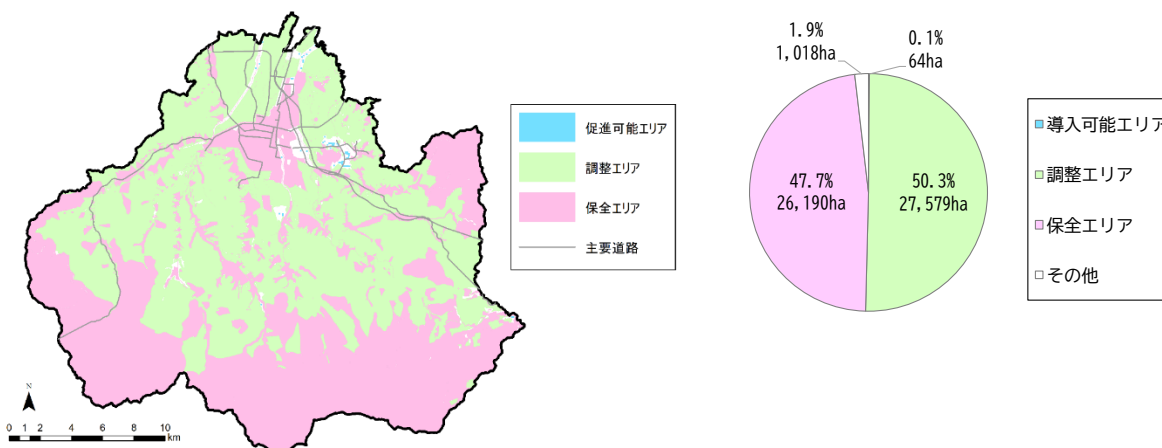
④ 「促進区域に含めることが適切でない区域」

区域名	基準	エリア設定
国立公園、国定公園	国	保全エリア
砂防指定	国	保全エリア
地すべり防止区域	国	保全エリア
急傾斜地崩壊危険区域	国	保全エリア
国有林・民有林：保安林であって環境の保全に関するもの	国	保全エリア
土砂災害特別警戒区域	県	保全エリア
河川区域・河川保全区域・河川予定地	県	保全エリア
県指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	県	保全エリア
国宝・重要文化財・有形文化財（建造物）・史跡名勝天然記念物	県	保全エリア
農用地区域内の農地・甲種農地・第1種農地	県	調整エリア
地域森林計画対象森林（太陽光発電設備のみ）	県	調整エリア
緑の回廊	市	保全エリア
用途地域（工業系の用途は対象から除く）	市	保全エリア

⑤ 陸上風力発電のエリア設定



⑥ 太陽光発電（土地系）のエリア設定



5 事務事業編

(1) 削減目標

削減目標
2030 年度に基準年度比で 51.0%削減 します。

(2) 取組

取組	具体的内容（抜粋）
施設管理における運用改善	空調の適正な温度管理 照明の調整 など
新築及び改修並びに設備更新	2030 年度までに LED 照明 100%導入 建築物の原則 ZEB 化 新規導入・更新時の電動車の導入 など
再生可能エネルギーの導入	設置可能な建築物の 50%以上に太陽光発電 施設の 60%以上に再エネ電力を調達 など
職員の日常的活動	省エネ・節電等の取組の定着 など